データ解析業務委託契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と、株式会社●●（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条

甲は乙に対し、甲が展開している○○事業に関するデータの解析業務（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

2　甲は、乙に対し、本件業務の遂行に必要な○○事業に関する資料を提供し、また、乙から協力を要請された場合には、適宜これに応ずるものとする。

第２条

甲は乙に対し、本件業務遂行の報酬として、金○○円を支払う。

2　甲は、前項の金額を、第3条に規定した検査完了日の翌月〇日までに、乙の指定する金融機関の指定口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

第３条

乙は、令和〇年〇月〇日までに、甲の指示する方法にて本件業務の成果物(以下「本成果物」という)を乙に引き渡す。

2　甲は、前項の引渡し後直ちに本成果物の内容を確認し、その結果を引渡し後〇日以内に乙に通知する。なお、当該期間内に甲からの通知がない場合は、本件業務は完了したものとみなす。

3　甲は、乙に対し、本成果物に不具合（以下「瑕疵」という。）があった場合当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を無償にて修正するものとする。ただし、瑕疵が軽微であって、本成果物の修正に過分の費用を要する場合はこの限りではない。

4　瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは、前項の規定は適用しない。

第４条

乙は、本件業務の履行上知り得た甲の業務上及び技術上の一切の秘密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

２ 乙は、成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3　乙は、本件業務遂行のため甲から提供された資料等について、甲の指示により返却もしくは廃棄するものとする。

第５条

乙は、本件業務の全部または一部を、甲の事前の同意を得ることなく第三者に再委託してはならない。

第６条

甲は、乙が本契約の条項に違反した場合、あるいは次の各号の一に該当する場合には、特段の催告を要することなく、即時に本契約を解除できるものとする。

⑴　乙が故意または重大な過失により、甲に重大な損害を与えた場合、または重大な損害を与える恐れがある場合。

⑵　乙が本契約締結または本件業務の申込等において虚偽の事実を申告した場合

⑶ 乙が正当な理由なくして本契約の履行を怠った場合

　　　　　　　 ・・・・・

2　甲は、前項の解除により損害を被った場合、乙にその賠償を請求できるものとする。

第７条

この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第８条

本契約に関する一切の法律上の紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

甲　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　会社名　代表者名　　　　　　　　　　　　　印